

福祉施設・医療機関等物価高騰対策光熱費等支援金交付要綱

(通則)

第1条 福祉施設・医療機関等物価高騰対策光熱費等支援金（以下「支援金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この支援金は、物価高騰により光熱費、食材費の負担が増え、福祉施設、医療機関及び保育施設等（以下「施設等」という。）の運営が厳しさを増すなか、国の公定価格により収入が算定される施設等を設置し、運営を継続している事業者を支援することにより、事業の質の確保及び持続的な運営を確実なものとし、本県の福祉・医療の維持を図ることを目的とし、これに要する経費については、予算の範囲内で交付する。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和5年8月1日（以下「基準日」という。）において、山梨県内に所在する別表の第2欄及び第4欄に該当する施設等を運営している法人・個人であること。
- (2) 基準日において、事業の実態（事業を実施している）があること。
- (3) 申請日において、事業継続の意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する施設等は、支給の対象としない。

- (1) 地方公共団体の一般会計で運営されている施設等
- (2) 基準日時点で休止または廃止の届出をしている施設等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

(支給額)

第4条 支援金の支給額は、別表の第3欄に定めるとおりとする。

2 支援金の支給は、1施設等につき1回限りとする。

(支援金の申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援金交付申請書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容の審査を行い、支援金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により支援金の交付を決定したときは、額の確定をしたものとみなす。

(申請の補正が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 知事が前条の規定による交付の決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(不当利得の返還)

第8条 知事は、支援金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対して、期限を定めて交付を行った支援金の返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第9条 支援金事業に係る証拠書類等の管理については、これを事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年度支援金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行し、令和5年7月26日から適用する。

別表（第3条及び第4条関係）

1 業種区分	2 施設等区分		3 支給額	4 要件
福祉施設等 (介護)	入所	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を開設する法人及び個人、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	基準日利用者1名当たり 48,000円	・介護保険法又は老人福祉法の規定に基づき開設している施設 ・介護保険法第71条に規定する「みなし指定」事業所を除く
	通所	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	基準日利用者1名当たり 21,000円 ※基準日利用者数は、基準日前1ヶ月の1日平均利用者数とする。	
	居宅	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所	1施設当たり 30,000円	
福祉施設等 (障害)	入所	短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自律訓練事業所、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設	基準日利用者1名当たり 48,000円	・障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき開設している施設
	通所	療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後デイサービス事業所	基準日利用者1名当たり 21,000円 ※基準日利用者は、基準日前1ヶ月の1日平均利用者数とする。	
	居宅	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所	1施設当たり 30,000円	
福祉施設等 (救護)	救護施設		基準日利用者1名当たり 48,000円	・生活保護法に基づき設置している救護施設

1 業種区分	2 施設等区分	3 支給額	4 要件
医療機関等	病院	1 病床当たり 100,000 円 ※算定病床数は、令和4年度1日当たり平均 使用病床数を基準に算出	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所(企業・社会福祉施設等の医務室、臨時開設の施設を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受け、一般患者の受け入れを行っている医療機関 ・同一施設で、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合は、いずれか一方とする。 ・公立医療機関は、地方公営企業法の適用を受ける施設、又は地方独立行政法人が経営する施設に限る。
	有床診療所	1 病床当たり 100,000 円 ※算定病床数は、基準日の使用許可病床数 (休床病床を除く)に、令和4年度病床機能 報告に基づく県内有床診療所の病床使用 率平均(0.5)を乗じて算出 ※算定病床数が1床以下(全ての病床を休床 している場合を含む。)の診療所は、医科診 療所(無床)と同額とする。	
	医科診療所(無床)、歯科診療所	1 施設当たり 170,000 円	
	薬局	1 施設当たり 100,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設の許可を受けている薬局のうち、保険薬局の指定を受けた施設
	助産所	1 施設当たり 60,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法の規定に基づき開設している助産所(出張専門の施設を除く)
	施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復業)	1 施設当たり 60,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任取扱いの指定を受けた施術所(出張専門の施設を除く) ・同一施設で、療養費の受領委任取扱指定を受けている施術所が複数ある場合は、いずれか一方とする。
	歯科技工所	1 施設当たり 60,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所

1 業種区分	2 施設等区分	3 支給額	4 要件
保育施設 (保育所等)	私立(公設民営除く)の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、へき地保育所	基準日利用子ども1名当たり 5,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律若しくは学校教育法に基づく認可を受け、へき地保育所の設置について(昭和36年厚生省発児第76号)に基づく指定を受けていること。
保育施設 (児童養護施設等)	児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム	基準日利用者1名当たり34,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の規定に基づく児童養護施設及び乳児院並びに児童自立生活援助事業者及び小規模住居型児童養育事業者